



津島市環境基本計画

津島の自然や歴史・文化を礎に、
ともに作り、未来へつなぐ

中間見直し
令和3年9月
津島市

もくじ

1	津島市環境基本計画の中間見直しについて.....	1
2	目標指標の達成状況.....	3
3	生物多様性つしま戦略.....	11
4	津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）.....	18
5	津島市環境基本計画とSDGs.....	24
6	資料.....	29

1 津島市環境基本計画の中間見直しについて

(1) 中間見直しの趣旨

津島市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、まちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画である総合計画を環境面から補完し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。計画策定から5年が経過した令和3年度に、社会情勢や環境課題の動向、関連計画の改訂等を踏まえ、計画の進捗状況や市民意識の変化等に応じた施策の中間見直しを行うものです。

本計画は平成28年3月に策定され、持続可能なまち（自然共生、循環、低炭素、安心安全）の実現に向けて、市民、事業者、行政を主体として取り組んできました。

こうした中で平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、先進国と開発途上国共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」が記載されており、現在の本計画と同時期の2016年（平成28年）1月にスタートし、2030年を目標として取組が進められています。

また、地球温暖化対策の動向にも変化があり、平成27年11月～12月にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、地球温暖化に係る新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、国では、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、平成30年6月には「気候変動適応法」を交付し、同年11月には「気候変動適応計画」を閣議決定しました。そして、令和2年10月、政府は2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会（実質排出ゼロ）の実現を目指すことを宣言しました。世界的にも低炭素社会から脱炭素社会への転換が図られています。

令和元年12月に中国で発生が報告され、数か月間に全世界に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活様式を大きく変化させました。新型コロナウイルスは、野生動物を介して人に感染が拡大した可能性が考えられています。環境破壊などにより、野生生物と人間との接触の機会が多くなると、新型コロナウイルスなどの動物由来の感染症がより頻繁に発生することが懸念されます。更なる感染症の発生を防ぐためにも、野生生物と人間の適切な距離を確保しながら、野生生物の生息地や生態系の保全に取り組む必要があります。

(2) 中間見直しの方針

1) 各基本目標の目標指標の進捗状況を評価し、計画の目標年度に向けて施策の見

直しを行うとともに、改訂された関連計画との整合を図ることとします。

- 2) 本計画の基本目標1「人と生きものが共生するまち」を生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」として位置付けることとしました。
- 3) 本計画の基本目標3「エネルギーを賢く大切に使うまち」を、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けることとしました。
- 4) 本計画における持続可能な開発目標（SDGs）との関連施策を整理することで、本計画で既に取り組んでいるSDGsのターゲットを可視化しました。

施策の展開

目標	見直し前	見直し後
基本理念	津島の自然や歴史・文化を礎に、 ともに作り、未来へつなぐ	<u>変更なし</u>
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 人と生きものが共生するまち 2 モノを大切に作る心が根付いたまち 3 エネルギーを賢く大切に使うまち 4 津島らしさが感じられるまち 5 持続可能で快適なまちの実現に向けて 	<u>変更なし</u> 基本目標1を「生物多様性つしま戦略」に、基本目標3を「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置付けることとする。
目標指標	10項目	<u>項目の追加 2項目</u> 「生物多様性つしま戦略」と「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に関する項目を1項目ずつ追加することとする。 <u>項目の変更 1項目</u> 関連計画の指標変更に合わせて、目標指標を変更することとする。 <u>数値の変更 2項目</u> 中間見直しにおいて目標を達成したため、数値を上方修正することとする。
リーディングプロジェクト	2項目	<u>変更なし</u>

2 目標指標の達成状況

本計画では、進捗状況を点検・評価するために「目標指標」を設定しています。本計画では、持続可能で快適なまちを、基本目標1から基本目標4までの4分野で具現化していることから、目標指標についても分野ごとにそれぞれ設定されています。

今回の中間見直しでは、計画の進捗状況を計るために令和2年11月25日から同年12月31日の期間で、無作為抽出した18才以上の市民2,000人を対象に、「津島市の環境に関する市民意識調査」を実施しました。本調査には、いくつかの目標指標に関する設問が含まれており、これらの達成状況を参考に計画の中間見直しを行いました。

ただし、中間見直しに係る市民意識調査では、回答率の向上を目的として回答方法を変更したことで、目標指標の値が全体的に低くなっています。したがって、進捗状況の評価にあたっては、市民意識調査の結果を総合的に分析し、計画の見直しを行います。

基本目標1 人と生きものが共生するまち

【内容】

水や緑は、地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有し、四季の変化を実感できる快適な生活空間や美しい景観を形成するものであるとともに、多様な生きものの生息生育空間にもなっています。

津島市の水と緑は、日光川をはじめとする河川や水路、市域の約4割を占める水田等の農地のほか、西暦540年頃の鎮座と言われる津島神社をはじめとする歴史・文化資産に付随して残る豊かな社寺林等を主な要素としています。こうした水や緑の自然は、人が手を加えて暮らしに深く関わってきた水や緑であり、私たちの暮らし方次第で、容易にその姿を変えてしまいます。

今ある自然をそのままに残すだけでなく、地域の自然環境の構成員である多様な生きものの世界が維持され、人の暮らしを彩るとともに生きものが共生できる環境を整えた上で、次の世代に引き継ぐことを目指します。

【目標指標】

目標指標	策定時	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
市域全体の緑地の割合	約35% (平成19年度)	33.4%	現状維持
自然にふれあうことに 取り組んでいる市民の割合	23.1% (平成26年度)	13.2%	50.0%
生物多様性について知っている 市民の割合	—	21.6%	40.0%

「市域全体の緑地の割合」の現状値は33.4%であり、策定時から約1.6%減少しています。

「自然にふれあうことに取り組んでいる市民の割合」の現状値は13.2%であり、策定時から9.9%の低下となりました。また、「自然にふれあうことに取り組んでいる市民の割合」について、策定時の調査で、継続又は将来実行すると回答した市民の割合は、47.0%であるのに対して、今回の調査では、現在実行している、今後実行したいと回答した市民の割合は56.5%となりました。

「生物多様性について知っている市民の割合」は、中間見直しに係る市民意識調査で新規の設問として追加したものです。基本目標1の目標指標として追加すると同時に、新たに中間見直しで本計画の中に位置付ける「生物多様性つしま戦略」の目標指標として設定します。「生物多様性について知っている市民の割合」の現状値は21.6%となりました。

【取り組みの方向性】

「津島市緑の基本計画」では、計画目標値の中の緑地に関する目標値が「市域全体」から「まちなか（市街化区域）」へ変更される予定となっています。これに合わせて、本計画の目標指標である「市域全体の緑地の割合」を「まちなか（市街化区域）の緑地の割合」に変更することとしました（下表参照）。津島市緑の基本計画では、令和元年度末における「まちなか（市街化区域）の緑化の割合」が9%となっており、10年後（令和13年度）の目標値は9%を維持することとなっています。したがって、本計画における令和7年度の最終目標値を9%以上とします。

表 中間見直しによる目標指標の変更箇所

目標指標	策定時	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
(廃止) 市域全体の緑地の割合	約35% —(平成19年度)—	33.4%	現状維持
(新規) まちなか(市街化区域) の緑地の割合	—	9%	9%以上

市民意識調査の結果、「自然にふれあうことに取り組んでいる市民の割合」については、現状値が策定時より低下しています。市民意識調査の回答方法変更の影響が考えられるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出が控えられていたことも考えられます。しかし、今後実行したいを踏めた割合は増加しており、今後、より多くの市民が自然にふれあうことに取り組んでいく姿勢がうかがえます。

「生物多様性について知っている市民の割合」は、「内容についてもある程度知っている」が21.6%、「言葉は聞いたことがあるが内容はよく知らない」が59.8%、「聞いたことがない」が16.8%でした。中間見直しでは、本計画の最終年度における目標値を「内容についてもある程度知っている」と答える市民の割合を40%に設定することとします。

基本目標2 モノを大切にする心が根付いたまち

【内容】

私たちの暮らしは、天然の資源を使って大量に生産したモノを大量に消費し、大量に廃棄することで成り立たせてきました。その結果、浪費による資源の枯渇や自然環境への負担の増加を招いています。

津島市では、「市民協働によるごみ処理体制の構築」をごみ処理政策の基本理念として、市民総ぐるみの地域美化活動(ごみゼロ運動)等の市民活動が活発に行われているほか、子どもたちの資源循環や地域美化に対する関心も高くなっています。

家庭生活や事業活動等の社会経済のあらゆる場面において、廃棄物の発生を抑制し、一度使用した製品等を再使用することにより資源の消費を抑制するとともに、廃棄物を資源として再生利用(リサイクル)することによって、廃棄物の処理による環境への負荷をできる限り低減していきます。また、地域における廃棄物の適正な処理や循環について市民や事業者の意識を高めて、市民一人ひとりに「足るを知る」意識が浸透し、モノを大切にする心が根付いていくことを目指します。

【目標指標】

目標指標	策定時	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
一人一日当たりのごみ排出量	877g/人・日 (平成24年度)	743g/人・日 (令和元年度)	730g/人・日
リサイクル率	16.7% (平成24年度)	14.0% (令和元年度)	23.0%
モノを長く使うように 心がけている市民の割合	70.5%	55.6%	82.0%

「一人一日当たりのごみ排出量」は、743g/人・日で、策定時より134g減少していました。令和7年度における目標値が730g/人・日であるため、中間年としては順調に推移しています。

「リサイクル率」は、14.0%であり、策定時より2.7%減少する結果となりました。「モノを長く使うように心がけている市民の割合」は、策定時が70.5%で、現状値は55.6%で、策定時より14.9%低下しました。また、「モノを長く使うように心がけている市民の割合」について、策定時の調査で、継続又は将来実行すると回答した市民の割合は、70.2%であるのに対して、今回の調査では、現在実行している、今後実行したいと回答した市民の割合は86.9%となりました。

【取り組みの方向性】

「一人一日当たりのごみ排出量」は、令和7年度の目標値に近い値となっています。一方で、「リサイクル率」は、減少しており目標達成には厳しい状況となっています。これは、民間の資源ステーションの増加により、市に出される資源ごみの量が減少したことで、実際のリサイクル率を正確に把握することが難しくなってきたことが要因と考えられます。市では、平成28年4月に鹿伏兎処分場内にリサイクルステーションを設置しましたが、今後も継続して広報誌等で案内周知を行い、市民が持ち込みしやすい環境を配慮します。

基本目標3 エネルギーを賢く大切に使うまち

「【内 容】

地球温暖化による影響は、気温や降雨等の気候要素の変化を受けて、河川流量や生物種の分布の変化といった自然環境への影響だけでなく、人間社会においても農作物の品質低下や河川洪水・土砂災害の増加、疫病の拡大といった幅広い影響を及ぼすとされています。

地球温暖化をもたらす人為的な温室効果ガスの大部分は、私たちの毎日の暮らしや事業活動等において、ガス、ガソリン等の化石燃料をエネルギー源として使用することによって発生しており、エネルギーを大量に使用する暮らしが地球温暖化を進行させているといっても過言ではありません。

平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が引き起こした大規模な電力供給不足は、便利で快適な暮らしが電力をはじめとするエネルギーの大量使用に依存していることを気づかせ、エネルギーを大切にする意識の高まりや省エネルギー行動につながりました。市内でも、家庭や事業所等での省エネルギー行動の進展、ハイブリット自動車や太陽光発電設備の導入の増加等が見られ、化石燃料に頼りきらない暮らし方が進展しつつあります。

家庭や事業所での省エネルギー行動に加えて、交通利用における省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を促進し、地域全体としてエネルギー使用の合理化に取り組み、環境への負荷を減らしていくことを目指します。

【目標指標】

目標指標	策定時	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
再生可能エネルギーを利用している市民の割合	22.4% (平成26年度)	13.3%	50.0%
エコドライブをしている市民の割合	73.0% (平成26年度)	70.1%	80.0%
節電・節水をしている市民の割合	—	69.8%	80.0%

「再生可能エネルギーを利用している市民の割合」は、策定時が22.4%で、現状値は13.3%であり、策定時より9.1%低下しました。また、「再生可能エネルギーを利用している市民の割合」について、策定時の調査で、継続又は将来実行すると回答した市民

の割合は、51.2%であるのに対して、今回の調査では、現在実行している、今後実行したいと回答した市民の割合は57.4%となりました。

「エコドライブをしている市民の割合」は、策定時が73.0%で、現状値は70.1%であり、策定時より2.9%低下しました。また、「エコドライブをしている市民の割合」について、策定時の調査で、継続又は将来実行すると回答した市民の割合は、71.0%であるのに対して、今回の調査では、現在実行している、今後実行したいと回答した市民の割合は78.9%となりました。

「節電・節水をしている市民の割合」は、中間見直しに合わせて指標として追加したものです。基本目標3の目標指標として追加すると同時に、新たに中間見直しで本計画の中に位置付ける「地球温暖化対策実行（区域施策編）」の目標指標のひとつとして設定します。現状値は69.8%となりました。

【取り組みの方向性】

「再生可能エネルギーを利用している市民の割合」は低下しており、現状は13.3%と低い値となっています。市では、平成28年度から令和2年度までに住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金として太陽光発電設備に191件、蓄電池に132件の補助を実施してきました。今後も補助制度の周知などを図り、再生可能エネルギーの利用率を目指します。

「エコドライブをしている市民の割合」も僅かに低下しました。エコドライブをしている市民の割合は、現状でも70%を超えており、高い関心がうかがえます。今後、ホームページなどを通じてさらなる普及啓発に努めるとともに、自動車利用のあり方を見直し、環境負荷の少ない交通を推進する必要があります。

基本目標4 津島らしさが感じられるまち

【内容】

自然共生、資源循環、地球温暖化対策等の実現には、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、安全が確保される社会であることが前提にあります。

津島市は、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川によって堆積した沖積層からなる三角州平野にあり、市域のほとんどが起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地となっているため、津波や洪水、地震による液状化現象、地盤沈下等の災害に対する不安を抱えています。一方で、市内には、歴史的建造物や街道筋の町並み等の歴史的景観、尾張津島天王祭や抹茶文化等の伝統文化が多く残り、将来の津島市でも歴史や伝統文化が息づいているという将来像を描く市民の意見が多くみられました。

安全の確保にあたっては、防災・減災の取り組みを中心として、公園・緑地の整備、公害対策、地域の美化・防犯・交通安全の対策等による住環境の安全に加え、地域での人と人

とのつながりや地域の自然や歴史・文化を実感できる安心があることによって、物質的な面、精神的な面の双方において豊かである社会を築いていくことを目指します。

【目標指標】

目標指標	策定時	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
災害等の心配が少ないと思う 市民の割合	11.4% (平成26年度)	31.0%	20.0% 40%
まちの美化に取り組んでいる 市民の割合	48.0% (平成26年度)	35.0%	67.0%
歴史が感じられると思う 市民の割合	43.0% (平成26年度)	76.5%	50.0% 80%

「災害等の心配が少ないと思う市民の割合」は、策定時が11.4%で、現状値は31.0%であり、策定時より19.6%増加しました。

「まちの美化に取り組んでいる市民の割合」は、策定時が48.0%で、現状値は35.0%であり、策定時より13.0%低下しました。また、「まちの美化に取り組んでいる市民の割合」について、策定時の調査で、継続又は将来実行すると回答した市民の割合は、67.1%であるのに対して、今回の調査では、現在実行している、今後実行したいと回答した市民の割合は75.9%となりました。

「歴史が感じられると思う市民の割合」は、策定時が43.0%で、現状値は76.5%であり、策定時より33.5%増加しました。

【取り組みの方向性】

「災害等の心配が少ないと思う市民の割合」と「歴史が感じられると思う市民の割合」の現状値は、それぞれ31.0%、76.5%であり、策定時と比べて大幅に増加していました。これは、策定時の値が、回答様式の異なる「第4次津島市総合計画の見直しに向けた市民意識調査」の結果を引用していることに起因しています。

今回、両指標が目標値を既に達成していることと、今回の指標管理の方法を継続することを鑑みて、今回の中間見直しにより、「災害等の心配が少ないと思う市民の割合」の目標値を40%に設定することとします。数値目標の達成のため、防災施設の整備や避難訓練の実施に取り組んでいきます。「歴史が感じられると思う市民の割合」の目標値は80%に設定することとします。

「まちの美化に取り組んでいる市民の割合」は低下しています。今年度改訂予定の

「津島市緑の基本計画」では、アダプトプログラムの登録団体数を10年後も14団体以上を維持することを目標値として設定する予定となっています。今後も、アダプトプログラムの活動を支援するとともに、広報やホームページで制度の普及啓発を行います。

基本目標5 持続可能で快適なまちの実現に向けて

【内 容】

まちの持続可能性を高めていくためには、地域が有する固有の課題を解決しながら、自らの生活環境を地域全体で向上させていく必要があります。課題の解決には、市民・事業者・行政が、それぞれ津島市の環境の強み・弱みや環境保全の方針を理解し、それぞれの役割を認識した上で、行動することが必要です。

津島市では、環境をはじめとする様々な分野について教育・学習の機会や情報の提供を行っていますが、課題の解決につながる行動の実践については各自に委ねられていることが多く、統合的な課題解決プログラムとしては機能していません。

地域の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むための学習や活動の機会を利用して、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことのできる教育・学習プログラムを構築し、持続可能なまちづくりを担う市民を育みます。

また、市内でも地域によって居住空間・生活環境にそれぞれの特徴があり、必ずしも共通する課題ばかりではありません。地域レベルの課題に対しては、市内8小学校区で活動する地域コミュニティ組織が主体となって、より実践的で具体的に取り組むことによって解決を目指します。

さらに、地域で活動する各主体による課題解決につながる行動の実践を促すためには、地域の環境の現状や解決につながる方法等の情報を充実させていく必要があります。その際には、年齢や性別、文化や言語の違いを問わずに利用することのできるユニバーサルデザインの考えを大切にして、より多くの人に分かりやすく、そして使いやすい情報提供の充実に努めることを目指します。

【取り組みの方向性】

基本目標5には目標指標が設定されていません。基本目標5では、基本目標1から基本目標4で具体化している持続可能で快適なまちづくりのための施策について、引き続き、「環境教育・環境学習の推進」と「協働による環境保全活動の推進」の基本方針のもと、推進していきます。

3 生物多様性つしま戦略

(1) 生物多様性とは

私たちの生活は、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系の恵みによって支えられています。この多様な生物の関わりあいを生物多様性といいます。

生物多様性は、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があるとされています。

生態系の多様性とは、干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。地球上には、熱帯から極地、沿岸・海洋域から山岳地域までさまざまな環境があり、生態系はそれぞれの地域の環境に応じて歴史的に形成されてきたものです。

種の多様性とは、いろいろな動物・植物や菌類・バクテリアなどが生息・生育していることです。世界では既に知られているものだけで約175万種おり、まだ知られていない生物も含めると3,000万種とも言われる生物が存在すると推定されています。

遺伝子の多様性は、同じ種であっても遺伝子レベルで違いがあることです。例えば、アサリの貝殻やナミテントウの模様はさまざまですが、これは遺伝子の違いによるものです。

このように自然界のいろいろなレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そして何より、それが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、現在の生物多様性が維持されています。生物多様性の保全にあたっては、それぞれの地域で固有の生態系や生物相の違いを保全していくことが重要です。

(2) 生態系サービスとは

私たちの生活は、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系の恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス (ecosystem service)」と呼ばれています。生態系サービスは、以下の4つに分類されます。

1) すべての生命の存立基盤 (基盤サービス)

植物が酸素を生み、森林が水循環のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生きものの営みによって成り立っています。

2) 豊かな暮らしの基礎・有用な価値 (供給サービス)

食卓を飾る野菜、魚、肉などの食料や新聞や本などの紙製品も日常生活で利用されています。

3) 自然に守られる私たちの暮らし (調整サービス)

豊かな森林や河川の保全是、安全な水の確保や山地災害の軽減、土壌流出防止など安心して暮らせる環境の確保につながります。

4) 豊かな文化の根源（文化的サービス）

地域の特徴ある風土に根ざした食文化や芸能、自然とのふれあいから生まれる豊かな心を育みます。



(出典) 環境省

自然のめぐみ

(2) 生物多様性の4つの危機

日本の生物多様性の4つの危機にさらされています。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100から1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

1) 第1の危機

鑑賞や商業利用のための乱獲、過剰な採取や埋め立てなどの開発によって、生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は大です。

2) 第2の危機

里地里山などの手入れ不足により自然の質が低下し、生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。ホタルもその一例です。シカやイノシシなどの個体数の増加も生態系に大きな影響を与えています。

3) 第3の危機

外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的になかく乱をもたらしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

4) 第4の危機

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5から2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20から30%は絶滅のリスクが高まると言われています。

(3) 生物多様性の保全に関する動向

国では、1995年に「生物多様性国家戦略」が策定され、2002年にこれを大きく見直した「新・生物多様性国家戦略」、2007年には、「新・生物多様性国家戦略」をさらに大きく見直した「第三次生物多様性国家戦略」が決定されました。その後、2008年に生物多様性基本法が制定され、2010年に本法律に基づいた初めての生物多様性国家戦略である生物多様性国家戦略2010が策定されました。同年に名古屋で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」では、2020年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である愛知目標（戦略計画2011-2020）を含む新戦略が採択されました。

愛知県では、2013年にこの愛知目標の達成のため、「あいち生物多様性戦略2020」が策定され、多様な主体の連携による生物多様性保全の取組が進められてきました。2021年2月には、それまでの取組成果等を踏まえ「あいち生物多様性戦略2030」が策定されました。

あいち生物多様性戦略2020の取組で県内に9つの生態系ネットワーク協議会が設置されており、本市においても2016年に設立された尾張西部生態系ネットワークに参加しています。

(4) 生物多様性つしま戦略の位置付け

津島市環境基本計画では、主に基本目標1「人と生きものが共生するまち」の中で、生物多様性の保全に関する施策に取り組んできました。今回、中間見直しに併せて本計画の基本目標1を、生物多様性基本法に基づく、津島市における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画「生物多様性つしま戦略」（以下「本戦

略」という。)として位置付けることとします。

(5) 対象区域

本戦略の対象地域は、津島市全域とします。

ただし、津島市もオブザーバーとして参加している尾張西部生態系ネットワークでは、津島市を含む尾張西部全域を対象として、地域の生態系ネットワークの形成を目指します。

(6) 計画の期間

本戦略の計画期間は、「津島市環境基本計画」と同様に、2025年度（令和7年度）までの5年間とします。

(7) 生物多様性つしま戦略の目標

本戦略の目標は、本計画の基本目標1「人と生きものが共生するまち」とします。

(8) 目標の達成に向けた取組

本戦略では、本計画の基本目標1に記載されているすべての施策を目標の達成に向けた取組とします。

施策① 生活排水及び事業場排水対策の推進
生活排水や事業場排水による河川や水路の水質汚濁を防止するため、地域の特性に応じた公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及のほか、し尿以外の生活排水を処理することのできない単独処理浄化槽からの転換を促進します。
施策② 公共用水域の水質改善の推進
河川や水路における水質調査を実施して水環境の状況を把握し、保全対策に活用します。また、調査結果を公表することで、市民や事業者だけでなく、流域全体での情報共有を図ります。
施策③ 親水空間の整備促進
河川や水路での生きものの生息生育空間を確保するとともに、治水上の安全性を確保しながら河川、水路、池等で水に親しめる空間を作り出し、人と生きものが共生できる水辺環境を目指します。
施策④ 農業の振興
農地の集積や農地提供者の把握に努め、農業者の経営安定を図るとともに、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を支援し、優良農地の確保や農生産の効率化を促進することによって農業の振興を図ります。

施策⑤ 遊休農地等の有効活用

農家数の減少等により耕作放棄地や遊休農地が増加しています。土地の利用状況を把握して農地の適正な利用を推進するとともに、農家以外の市民による未利用農地の有効活用等を促進します。

施策⑥ 地産地消の普及・促進

学校や保育所の給食等を中心として、地域で生産された農産物をその地域内で消費する地産地消活動を促進するほか、伝統野菜の普及等による地元農産物の消費拡大を図ることによって、地域の農業の周知と活性化を図ります。

施策⑦ 樹林・樹木の保存

良好な自然環境を有し、景観を形づくっている社寺林等を保存樹木又は保存樹林に指定することによって、地域の樹林・樹木を保全するための位置づけを明確にし、社寺林等の周辺環境を一体として保全できるよう検討します。

施策⑧ 社寺林を活用した地域活動の推進

社寺林を地域の自然環境を代表する共有の財産として根付かせ、保全の気運を高めるために、環境学習や地域活動の場としての活用を検討します。

施策⑨ 沿道における緑化の推進

津島市の土地利用の13.4%を占める道路空間のうち、県道名古屋津島線等の都市計画道路において街路樹の整備を推進します。また、生活道路の沿道では、接道する駐車場やオープンスペースの緑化や花植えを推進し、目に映る緑や花を増やします。

施策⑩ 公共施設における緑化の推進

市内各所にある市庁舎や図書館、学校等の公共施設では、敷地内のオープンスペースや施設の壁面等を利用した緑化に取り組みます。

施策⑪ 家庭・事業所における緑化の推進

住宅地区では、敷地内の緑化や緑の適正管理等による市民一人ひとりの緑化活動を促進するとともに、地域の協力による住宅地域全体での緑化を検討します。

商店街等のまとまりのある商業集積地区では、統一したテーマでの緑化等により魅力と特色ある景観を形成することを検討します。

工場や事業所では、建物や敷地内、敷地境界等での緑化を促進して周辺環境との調和を図るとともに、事業活動による周辺環境への影響の緩和や敷地内での生きものの生息生育空間の確保を図ります。

施策⑫ 自然体験・学習の機会の充実
身近に自然とふれあうとともに、暮らしに関わる水や緑、生きもの等の自然環境について学ぶことができる機会の充実を図ります。また、図書館や児童科学館等の社会教育施設と連携し、こうした学びのきっかけとなる情報提供を行うほか、学習成果を地域で活用できる仕組みを検討します。
施策⑬ アダプトプログラムの推進
市民や事業者が、清掃や花植えによって身近な道路や公園等の公共の場所を自分の庭のようにきれいにするアダプトプログラムの活動を充実し、地域で活動することにより身近な自然環境への意識・関心を高めます。
施策⑭ 生きものの生息・生育状況の把握・共有
ナゴヤダルマガエルやアサザ等の絶滅が危惧される動植物種、ヌートリアやミシシippアカミミガメ、オオキンケイギク等の外来種を含め、地域に生息・生育する生きものの状況を把握するとともに、市民や事業者、近隣自治体等との間で保有する情報の共有を図り、生物多様性の保全に対する認識・機運を高めます。
施策⑮ 生きものとの共生のあり方の検討
地域に生息・生育する生きものの状況を踏まえ、自然や生きものに関する体験や学習を通じて、地域における生物多様性や生きものと共生できる環境のあり方について検討し、地域で認識の共有を図ります。
施策⑯ 人と生きものが共生できる地域環境の保全
地域の生態系や生物多様性を保全するため、地域の各主体が連携・協働し、希少種の保護や外来種の駆除・防除だけでなく、その地域における多様な生きものとの共生に必要な生息生育空間の保全に努めます。
施策⑰ 広域的な視点による生態系ネットワークの形成
津島市を含む周辺自治体の区域を対象とする「生態系ネットワーク協議会」において、広域的な地域の特性や現状と課題を整理した上で、自然のあり方や目指すべき姿について共通の認識をもって設定する目標に向けて、土地所有者、開発事業者及び活動者の協働による取り組みを行い、生物多様性の保全の取り組みの地域への展開を図ります。
施策⑱ 生態系ネットワークの充実に向けたまちなか緑化の推進
水田や畑等の農地、市街地に点在する公園や社寺林・屋敷林、縦横に走る河川や水路等は、それぞれが生きものとの生息生育空間として機能するほか、生息生育空間同士がネットワークとして結ばれることによって、より広域の豊かな生態系が形成されます。ネットワーク化に不足する地域に水や緑の中継点を形成し、生態系ネットワークの充実を図ります。

(9) 戦略の推進体制と進捗管理

戦略の進捗管理は、本計画の最終年度である令和7年度に行います。本計画では、基本目標の進捗状況を図る指標として、「まちなか（市街化区域）の緑地の割合」と「自然にふれあうことに取り組んでいる市民の割合」を設定しています。これに加えて、「生物多様性について知っている市民の割合」を設定します。

これらの進捗状況により戦略の達成状況を確認します。また、行政が取り組む事業計画については、毎年度評価を行うこととします。

4 津島市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

(1) はじめに

近年の地球規模の環境課題として、地球温暖化問題があげられます。本市では、地球温暖化対策として本計画の基本目標3「エネルギーを賢く大切に使うまち」の中で、市民、事業者、行政の三者で地球温暖化をもたらす温室効果ガスの削減に取り組んできました。今回の見直しでは、本計画の中に内包する計画として、「津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を位置付けることにより、本市全域が、温室効果ガスの排出量の少ない「低炭素なまち」となり、地域全体が環境への負荷を減らしていくことを目指します。なお、基準年度は平成25年度（2013年度）とし、目標年度は、本計画と合わせ令和7年度（2025年度）とします。

(2) 地球温暖化対策の動向について

平成23年3月に東日本大震災が発生し、その後の東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、日本はエネルギー政策の大きな見直しを迫られました。同年の気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）では、京都議定書の第二約束期間において、実効性への疑問から、日本は枠組みへの参加を見送りましたが、平成27年7月17日に開催された地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」が策定されました。「地球温暖化対策計画」においては、地球温暖化対策の推進にあたり、地域の多様な課題を同時に解決し、「環境・経済・社会の統合的向上」に資するような施策の推進を図るように明示されています。近年では、ゼロカーボンシティ（2050年に温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を宣言し、国に公表された自治体）を表明する地方自治体も広がりを見せています。また、「地球温暖化対策計画」では、長期目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを明示していましたが、令和2年10月、政府は2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会（実質排出ゼロ）の実現を目指すことを宣言しました。世界的にも低炭素社会から脱炭素社会への転換が図られています。

(3) 津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての目標

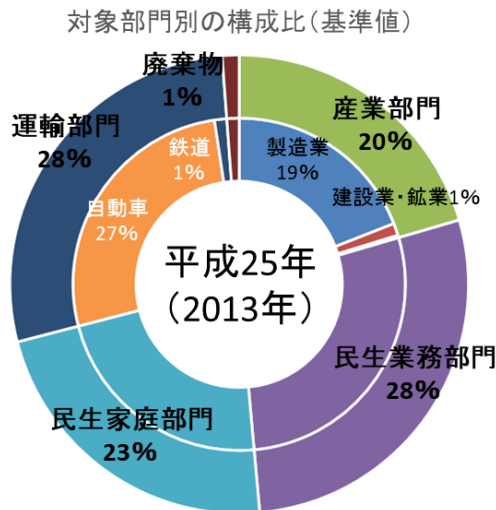
本計画では、温室効果ガスの削減に資する指標の目標値を設定しています。今回は、津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としても位置付けることから、温室効果ガス排出量の基準年度や削減目標を設定します。

令和2年10月現在、日本の目標として国際的に合意されているのは、平成25年（2013年）を基準とする令和12年（2030年）の削減目標です。今回の津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、本計画の目標年度である令和7年度（2025年度）を短期目標年度として、温室効果ガスの排出抑制のための施策を進めていきます。

今回設定する温室効果ガス排出量の基準値と現状値を以下に示します。

把握対象となる発生源	対象部門	二酸化炭素排出量 基準値(2013年)	二酸化炭素排出量 現状値(2017年)	
エネルギー起源	産業部門	製造業	80千t-CO ₂	
		建設業・鉱業	5千t-CO ₂	
		農林水産業	1千t-CO ₂	
	民生業務部門		118千t-CO ₂	107千t-CO ₂
	民生家庭部門		94千t-CO ₂	82千t-CO ₂
	運輸部門	旅客自動車	71千t-CO ₂	66千t-CO ₂
		貨物自動車	43千t-CO ₂	44千t-CO ₂
鉄道		5千t-CO ₂	4千t-CO ₂	
非エネルギー起源	廃棄物部門	一般廃棄物	5千t-CO ₂	4千t-CO ₂
計		422千t-CO ₂	398千t-CO ₂	

環境省「自治体排出量カルテ」より



各部門の算定対象となる活動

産業部門	第一次産業及び第二次産業の工場・事業所の活動
(製造業)	第二次産業のうち、食料品、飲料、化学製品、金属、機械などの原材料や製品を製造する工場・事業所の活動
(建設業・鉱業)	第二次産業のうち、工事に関する事業所や鉱物・土石を採取する事業所の活動
(農林水産業)	第一次産業(農林漁業)に関する活動
民生家庭部門	一般の住宅内におけるエネルギー消費
民生業務部門	第三次産業(卸・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、教育機関、医療、福祉など)の事業所の活動
運輸部門	人・物の輸送
(自動車)	家庭や事業所が所有する自動車の運行
(鉄道)	鉄道の運行
廃棄物部門	石油由来のプラスチックごみの燃焼

平成25年（2013年）の津島市にける温室効果ガス排出量は運輸部門と民生業務部門が多くなっています。地球温暖化対策計画では、2013年度比で26%の温室効果ガス排出量を削減することが決定されており、部門別にみると、産業部門で6.7%、民生家庭部門で39.3%、民生業務部門で39.8%、運輸部門で27.6%の削減目標が掲げられて

います。津島市と全国平均で温室効果ガス排出量の部門別の割合を比較すると、津島市の傾向として、産業部門の割合が低く、運輸部門、民生業務部門、民生家庭部門の割合が高くなっています。津島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、「地球温暖化対策計画」の数値をもとに、部門別の温室効果ガス排出量の削減目標を下表のとおり設定することとしました。

ただし、国では2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとして、令和3年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正を行いました。今後、国の「地球温暖化対策計画」も見直しが予定されているため、本計画においても国の「地球温暖化対策計画」を参考に、目標値や取組内容の随時見直しを行います。

津島市域における温室効果ガス排出量の削減目標

	平成25年度 (2013年度)	令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)
全体	422 千t-CO2 (基準年度)	平成25年度比 18%減 344 千t-CO2 (短期目標)	平成25年度比 約26%減 311 千t-CO2 (地球温暖化対策計画より)
産業部門	86 千t-CO2	2%減 84 千t-CO2	3%減 83 千t-CO2
民生業務部門	118 千t-CO2	26%減 87 千t-CO2	37%減 74 千t-CO2
民生家庭部門	94 千t-CO2	26%減 69 千t-CO2	37%減 59 千t-CO2
運輸部門	119 千t-CO2	17%減 99 千t-CO2	24%減 90 千t-CO2
廃棄物部門	5 千t-CO2	4 千t-CO2	4 千t-CO2

※小数点以下を四捨五入しているため数値が合わない場合があります。

(4) 目標達成のための施策

本市における温室効果ガス排出量の2017年現在の現状値は合計398千t-CO2であり、2013年度比で約6%の温室効果ガス削減を達成しています。このペースで温室効果ガス排出量を削減した場合、令和7年度の短期目標を達成することができます。一方で、現状のまま何も対策をしなかった場合の試算（環境省「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール使用）では、2025年度における温室効果ガス排出量は、365千t-CO2となり、目標値の344千t-CO2に届かない結果となります。

温室効果ガス排出量の大部分はエネルギー消費によるものです。津島市では、本計画の基本目標3「エネルギーを賢く大切に使うまち」の中で、市民、事業者、行政の三者で省エネ、再エネに重点を置いて温室効果ガスの削減に取り組んできました。津

島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、温室効果ガス排出量の削減のための取組として、本計画の基本目標3に記載するすべての施策を目標達成のための施策に位置づけ、目標の達成を目指します。

基本目標3の施策一覧（抜粋）

施策① 家庭での省エネルギー行動の促進
電気やガスの使用量を記録する環境家計簿ソフト等を利用して、家庭のエネルギー使用状況の見える化を推進します。さらに、冷暖房の適切な温度設定やエコドライブ等の家庭生活における省エネルギー行動のほか、省エネ家電製品への交換、省エネリフォームといった住宅設備の改善や機能向上により、家庭におけるエネルギー使用量の削減を図ります。
施策② 事業所での省エネルギー行動の促進
省エネ診断や節電診断等のサービスを活用して、事業所のエネルギー使用状況の把握や改善対策の検討を行います。また、環境マネジメントシステムや環境会計等の導入による総合的な取組みのほか、従業員一人ひとりの省エネルギー行動、工程の見直しや設備機器の省エネ設定・改修等により、事業所におけるエネルギー使用量の削減を図ります。
施策③ 公共施設での省エネルギー行動の推進
職員一人ひとりの省エネルギー意識を高め、事務事業に支障のない範囲で、照明の間引き点灯やこまめな消灯、空調機器の省エネ設定や運転時間の短縮等の日常業務における省エネルギー行動を推進します。また、公共施設の構造に応じて、緑のカーテン等の省エネルギー対策や設備機器の省エネ設定・改修等により、公共施設におけるエネルギー使用量の削減を図ります。
施策④ エコモビリティ・ライフの普及促進
自動車への過度な依存を軽減してエネルギー使用量を抑えるため、自動車と電車・バス等の公共交通機関、自転車、徒歩等を賢く使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルであるエコモビリティ・ライフの普及を図ります。また、地域公共交通である巡回バス「ふれあいバス」をはじめとする公共交通機関や自転車の利用を促進します。
施策⑤ 低公害車（エコカー）の普及促進
次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車及び天然ガス自動車）のほか、燃費基準早期達成車や低排出ガス認定車等の従来車について、環境性能に優れた低公害車（エコカー）として普及を図り、エコドライブによる運用改善と併せて、自動車から排出される温室効果ガスを削減します。
市民、事業者及び行政におけるエコカーの導入拡大を図るほか、商業施設や駐車場での電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電インフラの充実を促進します。

施策⑥ 地域の省エネルギー行動の促進

夏季における家庭での冷房利用を控え、緑の多い公園や水辺、図書館等の公共施設、商業施設といった涼しい空間をシェアする「クールシェア」のほか、緑化の推進や打ち水等の身近にできる取り組みを含めて、地域全体で省エネルギーの意識の高揚や行動の促進を図ります。

また、自動車からの温室効果ガスの排出量を削減するため、急発進や加速・減速を減らすエコドライブの実践を各主体で推進します。

施策⑦ グリーン購入等による環境配慮の推進

製品やサービスの利用にあたっては、価格や利便性、デザインだけでなく、環境への影響を考慮して、環境への負荷の少ないものを選び、必要な量だけを購入することによって、温室効果ガスの低減や廃棄物の発生を抑制できる「グリーン購入」の推進を図り、環境への負荷の低減に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着を促進します。

施策⑧ 地球温暖化対策の計画的な実行

市役所の事務及び事業による温室効果ガスの排出量の抑制等の措置に関して定める「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取り組みを実施します。また、市役所の事務及び事業における地球温暖化対策の取り組みの成果をもとに、地域における温室効果ガス排出量の把握や地球温暖化に対する緩和策及び適応策の進め方について検討を行います。

施策⑨ 創エネルギー設備の導入促進

愛知県は、年間の日照時間が長い地域の特性から、太陽エネルギーの利用に適していると言われていています。引き続き、住宅用太陽光発電設備等の創エネルギー設備の導入を促進し、家庭からの温室効果ガスの排出を削減します。

施策⑩ エネルギーの効率的な利用の推進

再生可能エネルギーの利用は、省エネルギー行動と併せて進めることにより、温室効果ガス削減のライフスタイルを形成し、その効果をより発揮することができます。また、自ら創り出したエネルギーを自ら消費することで、必要なエネルギーを必要なだけ使うという意識が生まれ、エネルギー使用の無駄を省くことにつながります。

エネルギーマネジメントシステムや蓄電池等の設備機器を利用して、エネルギーを効率的に使用することによって、エネルギーの必要量自体の削減や使用電力のピークカット・ピークシフトへの対応を図るとともに、再生可能エネルギーの利用拡大を推進します。

施策⑪ 公共施設への再生可能エネルギー利用設備の導入促進

公共施設では、7施設に太陽光発電設備が導入され、合計最大出力75kWの発電能力を確保しています。再生可能エネルギーの平常時利用に加え、災害時の活用を重点的に考慮し、創エネルギー設備の導入促進に加え、蓄電池を併設して蓄エネルギーによる効率的なエネルギー使用と非常時電力の確保を図ります。

施策⑫ 地域での再生可能エネルギーの利用状況の把握

再生可能エネルギーは、地域で創出されるエネルギーであり、その創エネルギー施設は、災害時においてエネルギーを確保できる貴重な施設になります。市民や事業者が市内で設置する太陽光発電施設の場所や発電能力等の情報を収集するとともに、設置者の理解と協力の上で、災害時における補完用電源としての活用を検討します。また、これまで利用の少なかった太陽熱や地下水の温度差熱等の再生可能エネルギーについて、地域の実情等に応じて、創エネルギー設備の導入の促進を検討します。

(5) 計画の推進体制と進捗管理

計画の進捗管理は、本計画の最終年度である令和7年度に行います。評価の指標は、本計画の基本目標3の目標指標として定めたもの（「再生可能エネルギーを利用している市民の割合」、「エコドライブをしている市民の割合」）に加えて、「節電・節水などの省エネ行動をしている市民の割合」とします。

また、行政が取り組む事業計画については、毎年度評価を行うこととします。

5 津島市環境基本計画とSDGs

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs：エスディー・ジーズ）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。世界中の様々な課題解決のための世界全体で取り組む17の目標（ゴール）からなり、17のゴールは169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。17のゴールは密接に関係しあい「環境」「経済」「社会」の統合的向上を目指しています。

国連持続可能な開発目標（SDGs）					
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する		海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		国内および国家間の格差を是正する		持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する		持続可能な消費と生産のパターンを確保する		

(2) 津島市環境基本計画におけるSDGsの位置づけ

本計画の見直しに際しては、計画内で既にSDGsに貢献している取組を可視化することで、SDGsの理念や目標を意識できるようにし、世界共通の目標の達成に貢献できるように計画を推進していきます。

計画内の施策方針について、SDGsのゴールとの関連を可視化するために、各施策方針について、関連の深いゴールを下記のとおり取りまとめました。

基本目標 1 人と生きものが共生するまち

施策方針

水辺環境を 保全・再生します	3 すべての人に 健康と福祉を	6 安全な水とトイレ を世界中に	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう
農地環境を保全・活用します		2 飢餓を ゼロに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基礎をつくらう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
					15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナースHIPで 目標を達成しよう
社寺林等を保全します	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	11 住み続けられる まちづくりを		15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナースHIPで 目標を達成しよう
まちなかの緑化を推進します			11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナースHIPで 目標を達成しよう
身近に水や緑とふれあう 機会の充実を図ります	4 質の高い教育を みんなに	6 安全な水とトイレ を世界中に	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナースHIPで 目標を達成しよう
多様な生きものが生息・生育 できる環境を保全します	4 質の高い教育を みんなに	6 安全な水とトイレ を世界中に	14 海の豊かさを 守ろう		15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナースHIPで 目標を達成しよう
水と緑をつなぐネットワーク を形成します		6 安全な水とトイレ を世界中に	11 住み続けられる まちづくりを		14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう

基本目標 2 モノを大切に作る心が根付いたまち

施策方針

廃棄物の発生抑制を推進します	3 すべての人に健康と福祉を	6 安全な水とトイレを世界中に	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	14 海の豊かさを守ろう
						15 陸の豊かさも守ろう
廃棄物の再生利用を推進します	3 すべての人に健康と福祉を	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナースhipで目標を達成しよう
廃棄物の適正な処理を推進します	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナースhipで目標を達成しよう	
不法投棄・不適正処理対策を推進します		9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	

基本目標 3 エネルギーを賢く大切に使うまち

施策方針

省エネルギー行動を推進します	4 質の高い教育をみんなに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	
環境に配慮した交通利用を促進します	3 すべての人に健康と福祉を	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を
地域の地球温暖化対策を推進します	3 すべての人に健康と福祉を	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう
家庭・事業所での再生可能エネルギーの利用を促進します	4 質の高い教育をみんなに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナースhipで目標を達成しよう

地域での再生可能エネルギーの利用を促進します	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 
------------------------	---	--	---	--	--

基本目標 4 津島らしさが感じられるまち

施策方針

地域の減災体制の実効力を高めます	3 すべての人に 健康と福祉を 	11 住み続けられる まちづくりを 	13 気候変動に 具体的な対策を 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 		
防災施設等の整備を推進します	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	
公園・緑地の整備 を推進します	3 すべての人に 健康と福祉を 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	15 陸の豊かさも 守ろう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
公害対策を推進します	3 すべての人に 健康と福祉を 	6 安全な水とトイレ を世界中に 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	16 平和と公正を すべての人に 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
快適な住環境を確保します	3 すべての人に 健康と福祉を 	11 住み続けられる まちづくりを 	16 平和と公正を すべての人に 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 		
良好な景観を 保全・形成します	2 飢餓を ゼロに 	6 安全な水とトイレ を世界中に 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	15 陸の豊かさも 守ろう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
文化財の保護を推進します	4 質の高い教育を みんなに 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 			
郷土の歴史・文化を継承します	4 質の高い教育を みんなに 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 		

基本目標 5 持続可能で快適なまちの実現に向けて

施策方針

環境教育・環境学習の 充実を図ります	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
連携・協働機能の充実を図ります	4 質の高い教育を みんなに	6 安全な水とトイレ を世界中に	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナーシップで 目標を達成しよう	
環境に関する情報を 収集・発信します	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
環境保全活動の推進を図ります	6 安全な水とトイレ を世界中に	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナーシップで 目標を達成しよう

(3) 推進体制と進捗管理

本計画の中間見直しにおける意識調査の結果、SDGsの認知度は、内容についてもある程度知っていると答えた市民の割合が16%、言葉は聞いたことがあるが内容はよく知らないと答えた市民の割合は36.1%、聞いたことがないと答えた市民の割合が46.8%でした。年齢別で見ると、内容についてもある程度知っていると答えた市民の割合は、18歳から29歳までで31.2%と最も高く、年代が上がるに連れて認知度が低下する傾向がありました。

中間見直しでは、本計画の施策方針とSDGsの関連を可視化し、SDGsの理念や目標を広く周知することを目的のひとつとしています。令和7年度に「SDGsについて知っている市民の割合」を現在の16%から向上させることを目指し、本計画の取組とSDGsの関連について普及啓発していきます。